

第12回野田村議会 定例会会議録

令和8年6月9日（火） 開会
令和8年6月12日（金） 閉会

野田村議会

令和8年6月 第12回野田村議会定例会会議録（第1号）			
招集年月日	令和8年6月9日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和8年6月9日（火） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和8年6月9日（火） 10時42分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 8名 欠席 1名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8		
	9	米 田 徳一郎	×
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	
	1	山 田 陽 子	

地方自治法第121条 の既定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	小谷地 鉄 也
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	神 田 康 弘
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	小野寺 勝
	産業振興課長兼農業委員会事務局長	八 幡 重 光
	会計管理者兼税務会計課長	小屋畑 浩 明
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未来づくり推進課長	小野寺 輝 彦
	教 育 次 長	貳 又 正 貴
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	中 野 俊 男
	書 記	畑 田 純 一
	事 務 員	大 沢 理 恵
議 事 日 程	別紙のとおり	
会議に付した事件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

第12回野田村議会定例会会議録（令和8年6月）第1号

令和8年6月9日

（開会 10時01分）

議 長 これより、本日をもって招集されました「第12回野田村議会定例会」を開会いたします。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しております。

なお、米田徳一郎君より、一身上の都合により欠席するとの通告があります。

議 長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、日程に入ります。

議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第117条の既定により、当職より指名いたします。

会議録署名議員に、6番 小野寺豊君、7番 前川安男君、1番 山田陽子君、以上3名を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、お手元に配付しております「議会運営委員会調査報告書」のとおり、本日より12日までの4日間とされるよう答申がありました。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、本日より12日までの4日間とすることに、ご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12日までの4日間と決定いたしました。

お諮りいたします。議案調査等のため、6月10日は休会としたいと存じますが、これに、ご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、6月10日は議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

議 長 次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。

村長から提出されました案件は、報告 2 件、承認 3 件及び議案10件であります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の 2 第 3 項の既定による「例月現金出納検査の結果報告」が提出されております。

閉会中の動向につきましては、その概要を取りまとめた、「閉会中の議長諸般報告書」のとおりであります。

諸会議の資料は事務局に保管してありますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

議 長 次に、日程第 4、報告第 1 号「令和 7 年度野田村一般会計予算繰越明許費の報告について」から日程第18、議案第10号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」までを会議規則第36条の既定により、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

村 長 提案いたしました、議案第10号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」は、人事案件でありますので私からご説明申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。本案は、本年 6 月14日をもって任期満了となります、中村司氏の後任として、中村一浩氏を選任したい考えからご提案申し上げます。中村一浩氏の経歴につきましては、議案に付してあります履歴書のとおりであり、優れた人格と識見を備えていることから、監査委員として最適任者であると考え、ご提案申し上げます。満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議 長 副村長。

副 村 長 ただいま村長からご説明申し上げました、人事案件を除く報告 2 件、承認 3 件及び議案 9 件の提案理由についてご説明申し上げます。

まず、報告第 1 号「令和 7 年度野田村一般会計予算繰越明許費の報告について」申し上げます。去る 3 月補正予算において、繰越明許費として議決いただきました「生活者支援対策事業」ほか 4 件について、本計算書のとおり事業費を令和 8 年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第 2 号「令和 7 年度野田村一般会計予算事故繰越しの報告について」申し上げます。繰越事業として「交流物産等複合施設整備事業」を事故繰越事業として本計算書のとおり事業費を令和 8 年度へ繰り越したものであります。

次に、承認第 1 号「令和 7 年度野田村一般会計補正予算（第10号）の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。この補正予算は、地方消

費税交付金及び特別交付税等の額が決定したことなどに伴い、専決処分をしたものであります。1 ページをお開き願います。第1 条、歳入歳出予算の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,803万5,000円を追加し、補正後の予算総額を50億5,876万4,000円としたところであります。款及び項の補正額は2 ページから7 ページまでの第1 表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、承認第2 号「野田村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」及び承認第3 号「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、同一の理由に基づき一部改正をするものでありますので、併せてご説明申し上げます。専決処分の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和8 年3 月31日に公布され、同年4 月1 日から施行されることに伴い、令和8 年度の賦課事務等に支障を来たすことのないよう地方自治法第179条第1 項の既定に基づき、野田村税条例の一部を改正する条例及び野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和8 年3 月31日に専決処分したものであります。

次に、議案第1 号「令和8 年度野田村一般会計補正予算（第1 号）」について申し上げます。今回の補正は、漁港施設維持業務、旧観光物産館等維持管理及び簡易水道事業会計補助金等に要する経費に所要の予算措置を講じたほか、人事異動に伴う一般職給与費等の人件費など、早急に対応を要するものについて補正しようとするものであります。第1 条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,820万3,000円を追加し、補正後の予算総額を39億3,886万円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2 ページから5 ページまでの第1 表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第2 号「令和8 年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1 号）」について申し上げます。今回の補正は、療養給付費等に要する経費に所要の予算措置を講じたほか、早急に対応を要するものについて補正しようとするものであります。第1 条、歳入歳出予算の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ963万円を追加し、補正後の予算総額を5 億687万9,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2 ページから5 ページまでの第1 表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第3 号「令和8 年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）」について申し上げます。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費について補正しようとするものであります。第1 条、歳入歳出予算の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、補正後の予算総額を6,478万5,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2 ページから5 ページまでの第1 表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第4 号「令和8 年度野田村国民宿舎事業特別会計補正予算（第1 号）」について申し上げます。今回の補正は、施設管理費に要する経費について補正しようとするものであります。第1 条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、補正後の予算総額を2,371万4,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2 ページから5 ページ

までの第1表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第5号「令和8年度野田村簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。第2条、収益的収入及び支出の補正であります。第1款、簡易水道事業収益及び簡易水道事業費用をそれぞれ238万円増額しようとするものであります。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。人事異動に伴い職員給与費を172万円増額しようとするものであります。第4条、他会計からの補助金の補正であります。補助を受ける金額を4,396万7,000円に改めようとするものであります。

次に、議案第6号「令和8年度野田村下水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。第2条、収益的収入及び支出の補正であります。第1款、公共下水道事業収益及び公共下水道事業費用をそれぞれ36万9,000円減額しようとするものであります。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。人事異動に伴い職員給与費を44万4,000円減額しようとするものであります。第4条、他会計からの補助金の補正であります。補助を受ける金額を1億4,613万1,000円に改めようとするものであります。

次に、議案第7号「農林水産物直売所条例を廃止する条例」について申し上げます。この条例は、農林水産物直売所を廃止しようとするものであります。

次に、議案第8号「財産の取得に関し議決を求めることについて」申し上げます。本案は消防防災の用に供する野田村消防団本部指揮広報車を買入れしようとするものであります。

次に、議案第9号「下安家漁港漁村再生交付金事業（沖防波堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」申し上げます。本案は、下安家漁港漁村再生交付金事業（沖防波堤）工事の請負契約を締結しようとするものであります。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上で、提案理由の説明が終わりました。

議 長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました、議案等15件のうち、報告2件、承認3件及び議案第10号は本日審議し、そのほかの議案9件につきましては、6月12日の会議において、審議することになしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、報告2件、承認3件及び議案第10号は本日審議し、そのほかの議案9件につきましては、6月12日の会議において審議することに決定いたしました。

た。

議 長 それでは、報告第1号「令和7年度野田村一般会計予算繰越明許費の報告について」を審議いたします。

直ちに、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終わります。

議 長 次に、報告第2号「令和7年度野田村一般会計予算事故繰越しの報告について」を審議いたします。

直ちに、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終わります。

議 長 次に、承認第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第10号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。

専決内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、承認第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第10号）の専決処分に関し承認を求めること」につきまして、その予算内容についてご説明申し上げます。はじめに歳入についてご説明いたします。14、15ページをお開き願います。2款、地方譲与税573万1,000円の増額は、地方揮発油譲与税41万円の減、自動車重量譲与税554万7,000円の増、及び森林環境譲与税59万4,000円の増。3款、利子割交付金は54万円の増。4款、配当割交付金は141万4,000円の増。5款、株式等譲渡所得割交付金は228万4,000円の増。6款、法人事業税交付金は250万円の増。7款、地方消費税交付金は4,192万9,000円の増。8款、環境性能割交付金は16、17ページになります。94万6,000円の増。9款、地方特例交付金50万1,000円の減額は、地方特例交付金50万円の減、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金1,000円の減。10款、地方交付税は特別交付税3,714万9,000円の増。11款、交通安全対策特別交付金は1,000円の減。15款、県支出金274万円の減額は、災害救助費負担金51万4,000円の増、衆議院議員通常選挙執行経費市町村交付金171万7,000円の減、衆議院議

員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査市町村交付金153万7,000円の減。17款、寄附金170万3,000円の増額は、がんばるのだ応援寄附金30万3,000円の増。18、19ページをお開き願います。企業版ふるさと納税寄附金140万円の増となります。18款、繰入金4,378万2,000円の減額は、村債管理基金繰入金3万5,000円の増、公共施設等整備基金繰入金3,575万7,000円の減のほか、6つの基金繰入金の減。20款、諸収入86万3,000円の増額は、市町村振興交付金83万6,000円などの増のほか、自治総合センターコミュニティ助成金70万円の減であります。

次に、歳出について申し上げます。20、21ページをお開き願います。2款、総務費5,119万1,000円の増額は、1項、総務管理費の公共施設等整備基金積立金1,716万4,000円、財政調整基金積立金3,734万7,000円などの増。4項、選挙費の参議院議員通常選挙執行経費209万円及び衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費153万3,000円の減であります。3款、民生費379万円の減額は、3項、災害救助費の減であります。22、23ページをお開き願います。4款、衛生費4万円の増額は、1項、保健衛生費の保健センター維持管理経費の増であります。6款、農林水産業費59万4,000円の増額であります。2項、林業費の森林環境譲与税基金積立金の増であります。

以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
承認第1号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決定いたしました。

議 長 次に、承認第2号「野田村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。
専決内容の説明を求めます。
税務会計課長。

税務会計課長 ただいま議題となりました、承認第2号「野田村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」ご説明申し上げます。議

案書を1枚おめくりください。裏面に専決処分書を添付しております。次のページからは別紙として改正した条例を添付しております。

それでは、議案の最後のページに参考資料として添付してあります、条例の改正概要によりご説明いたします。まず「1、提案の趣旨」であります、副村長が説明した通りでありますので、こちらは省略させていただきます。次に、「2、主な改正内容」についてです。ボリュームがありますので、かいつまんでご説明します。まず（1）の軽自動車税ですが、環境性能割が令和8年3月31日をもって廃止されたものです。このため、資料に記載している通り多くの条文が改正されることになりました。これまで軽自動車税は、種別割と環境性能割に分けられていました。種別割とは軽自動車の自家用や営業用、乗用や貨物、またバイクや軽車両などの区分で、こちらがそのまま残り、これを軽自動車税と呼ぶことになります。環境性能割は、燃費性能に応じて取得価格の0から2パーセントの税金が課されていましたが、これがなくなることでガソリン車等を買う時に最大2パーセント安くなることになります。ちなみに、燃費性能の高い電気自動車やプラグインハイブリッド車は、元々非課税となっており、また、新車、中古車を問わず取得価格が50万円以下の場合も非課税となっていました。

次に（2）の個人村民税ですが、住宅借入金特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除と言われますが、これに関する地方税法附則第5条の4の規定を削除したことに伴い、こちらも多く改正が生じました。地方税法附則第5条の4とは、所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額がある場合、その引ききれなかった分を個人住民税の所得割額から控除するものです。住宅ローン控除の対象となる居住開始期間、これは平成11年から平成18年となっております。それから長期間が経過していることに伴い、現在はこの特例の適用対象となるケースが実質的に終了したために条文を削除するものです。なお、この住宅ローン控除はなくなるわけではなく、附則第7条の3により令和25年度まで継続されることとなっております。

次に（3）の固定資産税についてです。免税点の改正が挙げられます。これは令和9年1月1日から適用になるものです。免税点とは、この金額に満たない場合には課税しないと定められた非課税となる課税標準の限界ラインのことです。土地は30万円未満が非課税で変更ありませんが、家屋は20万円から30万円で10万円の引き上げ。償却資産は150万円から180万円で30万円の引き上げとなっています。これにより多少なりとも非課税案件が増えることが予想されております。

（4）として、その他法改正に伴う所要の措置を講じております。次に「3、施行期日等」であります、（1）の通り、この条例は令和8年4月1日から施行しております。ただし、条文により施行日が異なるものでございます。また、（2）についてですが、附則の第2条から第4条において、所要の経過措置を講じております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
承認第2号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決定いたしました。

議 長 承認第3号「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。
専決内容の説明を求めます。
税務会計課長。

税務会計課長 ただいま議題となりました、承認第3号「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」ご説明申し上げます。議案書を1枚おめくりください。裏面に専決処分書を添付しております。次のページからは別紙として改正した条例を添付しております。それでは、議案の最後のページに参考資料として添付してあります条例の改正概要によりご説明いたします。

まず「1、提案の趣旨」であります。こちらは省略させていただきます。次に「2、主な改正内容」です。去る3月議会にも国保税条例の改正案を提案し、議決いただきました。これにより、子ども・子育て支援納付金の新設、併せて村独自の税率の引き上げを行ったところですが、今回はその他の変更点のみとなっております。分量としては小幅なものにとどまっております。まず(1)として、基礎課税額にかかる課税限度額を66万円から67万円に改めております。これにより負担能力のある高所得層の上限額を引き上げ、財政基盤を安定させることとなります。次に(2)の国保税の減額の対象となる所得基準に移ります。まず①として、5割軽減の対象世帯の軽減判定において、被保険者数に上ずる金額を30万5,000円から31万円に引き上げております。次に、②として2割軽減の対象世帯は、被保険者数に上ずる金額を56万円から57万円に引き上げております。これにより、低所得層が物価高の中、税負担で生活を圧迫されないよう配慮されることとなります。また(3)として、国保税の課税の特例について、子ども・子育て支援納付金が創設されたことに伴い、子ども・子育て支

援納付金の所得割を全部で10項目の条文に追加するものであります。次に（４）として、その他法改正に伴う所要の措置を講じております。

次に「３、施行期日等」であります。次に（１）としてこの条例を令和８年４月１日から施行しております。また（２）として所要の経過措置を講じております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
承認第３号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第10号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。 質疑ありませんか
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。 質疑を終結いたします。
次に、討論であります。討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。
これにご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
採決いたします。議案第10号「監査委員の選任に関し同意を求めることについて」は、原案に同意することにご異議ありませんか。。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

議 長 次に、「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の既定に基づき指名推薦により行いたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法については当職が指名することにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、当職が指名することに決定いたしました。
選挙管理委員には、沢里賢雄君、田中保雄君、式又良子君、葛巻修治君、以上の方を指名します。
お諮りいたします。ただいま指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名しました、沢里賢雄君、田中保雄君、式又良子君、葛巻修治君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

議 長 次に、選挙管理委員 補充員には、第1順位、南川好明君、第2順位、大沢幸正君、第3順位、種綿和久君、第4順位、野竹みつえ君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました方を選挙管理委員 補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名しました、第1順位、南川好明君、第2順位、大沢幸正君、第3順位、種綿和久君、第4順位、野竹みつえ君、以上の方が選挙管理委員 補充員に当選されました。
以上で、「選挙管理委員及び補充員の選挙」を終わります。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、6月11日、午前10時から「一般質問」を行います。
本日は、これにて散会いたします。

(閉会 10時42分)

令和8年6月 第12回野田村議会定例会会議録（第2号）			
招集年月日	令和8年6月9日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和8年6月11日（木） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和8年6月11日（木） 12時20分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8		
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	
	1	山 田 陽 子	

地方自治法第121条 の既定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	小谷地 鉄 也
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	神 田 康 弘
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	小野寺 勝
	産業振興課長兼農業委員会事務局長	八 幡 重 光
	会計管理者兼税務会計課長	小屋畑 浩 明
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未来づくり推進課長	小野寺 輝 彦
	教 育 次 長	貳 又 正 貴
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	中 野 俊 男
	書 記	畑 田 純 一
	事 務 員	大 沢 理 恵
議 事 日 程	別紙のとおり	
会議に付した事件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

議長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより日程に入ります。

議長 日程第1、「一般質問」を行います。
質問は、通告書の提出順に行います。

議長 まず、7番、前川安男君の一般質問を許します。
前川安男君。

（一括質問・一括答弁）

前川議員 7番議員の前川安男です。まずは4月に山林火災が発生いたしました大槌町の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは質問に入りたいと思います。1番目の質問でございますが、「旧小学校の利活用と管理について」であります。旧小学校であります。現在体育館は時々利用されているようですが、校舎の方は利用されておらないようです。今後の利活用について、公募等をするのか、または解体もありうるのか、お考えを伺いたい。次に管理であります。校舎もそうですが周りの草刈り等、鳥獣等が住みつかないためにもしっかりと管理が重要だと思います。どこでどのように管理をしていくお考えか伺いたい。

2番目の質問ですが、「治山事業について」です。野田漁港ですが、村でも毎年「重点事項」で県に要望しており工事が少しずつ進んでいるようですが、トイレがまだ使用できない状態であります。漁業者等利用する方々から「先にトイレを使用できるようにしてほしい」と言われております。衛生面から考えても先に使えるように県に要望すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

3番目の質問ですが、「中学校の校旗について」です。中学校の校旗でございますが、昭和30年度の卒業生により寄贈されております。70年経っております。だいぶ色があせてきております。学校の顔でもある校旗を新調する時期ではないかと思いますが、どのようにお考えか伺いたい。以上、登壇での質問を終わります。

議長 村長。

村長 前川議員の1番目のご質問であります「旧小学校の利活用と管理について」

であります。令和6年1月の課長会議にて情報を共有し、今後の活用について庁内で検討を始めたほか、同年7月には文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」のホームページに掲載して、広く公募を行っているところでございますが、現在のところ応募はなく活用方法は具体化しておりません。一方で、総合計画策定を踏まえ、今年度において、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を改訂する予定であり、この中で、旧小学校につきましても中長期的な取り扱い方針について検討してまいりたいと考えております。また、施設及び敷地内の適切な維持管理にも引き続き努めて参ります。

2番目のご質問であります「治山事業について」であります。現在設置されている仮設トイレが使いにくいとのご意見があることは承知しております。このため、施工期間中、漁業者等の漁港を利用される方々が、より使いやすい大型の仮設トイレを設置するよう、県に対し要望を行っているところでございます。以上で答弁を終わります。

議 長 教育長。

教 育 長 前川議員の3番目のご質問であります「中学校の校旗について」であります。現在の野田中学校の校旗は、議員ご指摘のとおり昭和30年度卒業生より寄贈されたものであり、寄贈から約70年が経過。校旗は色褪せ、旗竿の冠頭部分が損傷している状態でございます。校旗は、学校を象徴するものでもありますので、学校と相談のうえ新調の方法や更新時期等について、今後検討して参ります。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
前川安男君。

前川議員 1番目の質問であります。まだこれから公募を行っているところというのですが、この校舎の方の利用を、一部は倉庫に使ってみてはいかがかなと思っています。バス車庫の裏を見ても分かるように倉庫がもう満杯状態になっているみたいですので、できたら校舎の一部を倉庫に使ってみてはいかがですか。

議 長 村長。

村 長 前川議員の再質問にお答えします。旧小学校の利活用につきまして、倉庫に使ってはということでございます。確かに、バス車庫、倉庫は物がたくさんございますが、ほかにも村で所有する建物等ございまして、そちらの方とも使い道を検討してまいりたいということですし、利活用の内容につきましても、一旦は公募はかけるわけでございますけども、その後、応募等なければそういった活用方法につきましても含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 前川安男君。

前川議員 管理の方ですが、これはどこで管理をすることになっておりますか。

議 長 村長。

村 長 前川議員の再質問にお答えします。旧小学校の管理、維持管理でございますけれども、現時点では教育委員会の方をお願いしておりますが、やはり今、学校施設でなくなっていることから、今後の管理を普通財産としてどのようにしていくかも最善の方針を考えながら、公募と併せてそちらも進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 前川安男君。

前川議員 2番目の質問ですが、業者の方と委託、要望して行っているって言ってますが、衛生面から考えて、もうじき7月なるとウニ採りが来ます。ウニ採りで特に女性の方が不便しておりまして、なるべく早くできるだけというかたちで要望をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

議 長 村長。

村 長 前川議員の再質問にお答えします。治山事業の関係の仮設トイレでございますが、やはり不便であるということは伺っておりますが、本トイレと言いますか、元々のトイレの復旧につきましては治山の工事が終わってからでないと復旧できないということを伺っておりまして、治山工事の間は請負業者が現場事務所で使うトイレを、なるべく大きいものを設置して、漁業者にも使わせていただけるという回答をいただいております。現時点で6月下旬には、現場事務所のトイレの設置をしていただけるというふうに伺っております。以上です。

議 長 前川安男君。

前川議員 ウニ採りには間に合うということで、大変ありがとうございます。3番目の質問の校旗ですが、今後検討するということですが、いつ頃を目途に検討しているか伺いたいです。

議 長 教育長。

教 育 長 前川議員の具体的な更新時期についての再質問にお答えしたいと思います。まず学校との具体的な相談はまだしておりませんで、教育長の私見としてお答

えさせていただきます。はじめに、校旗の更新時期についてであります。令和10年度に野田中学校が創立80周年を迎えるようでありますので、令和10年度中には新調した校旗を準備したいと考えております。ちなみに予算の確保についてであります。校旗の新調の仕方により100万円弱のものから300万円超のものまでかかる費用が大きく変わってくるようであります。例えば、現在の校旗のように全て刺繍で仕上げた場合は旗だけで300万円。プラス旗竿や竿頭、ケース代等を含めると350万円以上の費用がかかるものと考えております。今後中学校と新調の時期や程度について協議を深め、予算確保の方法についても研究検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 以上で、7番、前川安男君の一般質問を終わります。

議 長 次に、6番 小野寺豊君の一般質問を許します。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 6番議員の小野寺豊が5点について質問させていただきます。

1点目、「防災無線について」。もともと聞こえなかった、聞き取りにくかった中平地区拡声機の移設工事で、更に悪化しているとの多くの声が届いております。昨年7月に行われた中平地区での住民懇談会では「実態の把握を早急にし、場合によっては戸別に受信機の設置も」との村からの発言であったと認識しておりますが、5月末日現在で設置が必要と思われる件数と設置済み件数をお伺いいたします。

2点目、「えぼし荘の外構整備美化について」。たびたび取り上げているが、5月末時点で昨年より草刈り等の整備状況は劣っているように感じられます。コンクリート基礎の上に木造の屋形船があったが、今年は基礎を残し姿はないようです。ここに至った経緯と基礎の片付けは。また、東側1段低い位置に建っている茅葺の曲り家の正面玄関部分は、桎葺きの屋根で腐朽が激しく早急な対応が必要と思われるがご見解をお伺いいたします。

3点目、「道の駅のだばあぷるについて」。昨年6月20日開業、間もなく1年経過。トイレ棟東側の築山から階段を昇降し展望デッキが設けられ、遊びの空間が一つ増え、今年は、東側県道歩道と建物の間をアスファルト、芝等でキレイに整備することと西側の山林の間伐等、手を加えられることとなっており、ますます充実した施設となることと思います。そこで、ほかに施設内外で改良改善追加での要望の有無をお伺いいたします。

4点目、「小学校について」。昨年の2学期より開校し、そろそろ1年となる訳ですが、時々行事で学校訪問して肌で感じることは、児童も教職員も皆、新しい明るい伸び伸びとした環境に一年もしないうちでもよく馴染み、安心できる場所がこの学校と捉え、活用している様子から察する事ができ大変安堵しているところです。さて、校舎内外でこれまで運営しての感覚で大小問わず、改良改善追加の要望の有無をお伺いいたします。

5 点目、「小学校隣接の遺跡について」。小学校東側隣接にある竪穴住居跡、中平遺跡説明案内看板が設置されました。ここに二つの住居跡があり、周囲の地盤から75センチメートル程掘り下げた壁となっております。遺跡の保存のため、この壁にモルタルを吹き付け、崩落を防ぎ、形状の維持をしようとの試みがあったと記憶しています。当初はブルーシートで覆って、土のうで押さえ、風化しにくいよう養生されていたが現在養生はありません。これから長い期間の保存方法を示して頂きたいと思います。以上、登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の1 番目のご質問であります「防災無線について」ですが、村といたしましては、拡声器の移設に伴い聞き取りにくさを感じられている地域への対応として、設置を希望され、かつ個別の状況から必要性が認められる世帯に対しましては、戸別受信機の設置も含めた柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。これまでも、職員が現地に赴き、音響状況の確認などに努めてきたところでございますが、ご質問の5 月末現在における状況につきましては、住民の方々からの具体的な相談や要望は寄せられておらず、設置が必要と判断した件数、および設置済みの件数は、ともにない状況でございます。

次に、2 番目のご質問であります「えぼし荘の外構整備美化について」ですが、現在、えぼし荘周辺は、従来からの宿泊や観光目的での利用に加え、みちのく潮風トレイル、震災学習、のだ塩工房見学など、様々な利活用がされているところであります。施設の外構整備美化全般については、指定管理者と村が連携して実施しており、今後においても利用状況やニーズの把握に努めるとともに、おもてなしや利便性、そして安全の観点なども含め、適切な管理とサービスの提供に努めて参ります。ご指摘のあった屋形船に関しましては、景観や安全の観点から、指定管理者において順次解体を進めております。基礎部分の解体撤去の方針につきましては、費用等も勘案しながら適宜適切に検討して参りたいと考えております。また、曲り家に関しましては、老朽化が進んでいることは認識しておりますので、利用頻度や修繕に要する経費も考慮しながら、今後の活用も含め検討して参ります。

次に、3 番目のご質問であります「道の駅のだ ぱあぷるについて」ですが、当施設に対する改良改善については、現在のところ具体的な要望は伺っておりません。今後も利用者等のご意見に耳を傾け、必要に応じて施設の利便性向上に努めて参りたいと考えております。以上です。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺豊議員の4 番目のご質問の「小学校について」でございますが、議員

がおっしゃるとおり、学校を訪れるたび、子どもたちの笑顔とその様子から、新校舎に馴染み、安心できる場所となっていることを実感しております。5月23日に開催された新校舎での初めての運動会では、多くの保護者や地域の皆さまが応援に駆け付けて下さり、関心の高さが伺え大変盛況に終えることが出来ました。この校舎は、児童が安全・安心に学校生活を送ることができることを前提とし、多様な学び方にも対応しているほか、特別な支援を必要とする児童にも配慮したつくりとなっており、施設の特性を生かした学校経営を行っていることを認識しております。なお、開校前に学校から要望があり、給食配送車の搬入口について、安全確保対策を施し課題を解消した事例が1件ございました。今後、校舎を活用する中で、改善改良の要望をいただいた際や、必要と感じた場合には、保護者や関係機関から意見を伺いながら、さらなる教育環境の改善を図りたいと考えております。

5番目のご質問であります「小学校隣接の遺跡について」ですが、当初はモルタル吹付工法による保存を予定しておりましたが、議員全員協議会において保存方法の見直しについてご意見を頂戴したことから、別の保存方法を検討することとし、案内看板の設置のみを行っております。当該竪穴住居遺跡は貴重な文化財であることから、今後は適切な保存と活用を実現するため、専門的な知見も踏まえながら最適な保存方法について引き続き検討して参ります。以上でございます。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 この1点目の質問に対して再質問をさせていただきます。話せばすごく長くなりますが、時間があるからやってもいいのですが、今ちょっと混乱しております。答弁の最後の方に「設置が必要と判断した件数及び設置済みの件数はともにございません」とありますが、私が現場を見た限りでは、1件付いているんですよね。ついているんです。あれは個人的に付けたものではないような気がするのですが、それが1つです。それから、現場に行ってみますと、中平地区に限ったことではなくて、上明内地区もそうなんです。そして現場周辺を確認しますと、確かに防災無線の拡声器は俯瞰すればすごく良い場所に付いています。確かに距離的にも円の中心ぐらいい。ところが、この中平地区の場合は、1970年代後半から1980年代にかけて、ある不動産屋さんが山林を切り開いて造成した所なんです。そこには10区画の場所と20区画の場所が、多少離れてはいますが一団になっているんです。そこに現在30世帯が暮らしています。その場所は、雑木林や杉林を切り開いた場所なんです。杉の木は1年に1.5メートルから大きいと2メートルほど伸びます。そういう地形ですので、年々聞こえにくくなるのは当たり前の話で、ポツンとそこになっています。地形を見ればそういう感じがしますし、設置場所が小学校建設と直接関係があるかは分かりませんが、低い位置に移動したと。なおかつ条件が悪くなり、聞こ

えにくくなっています。聞こえにくいというよりも、その30世帯の方々、4、5件確認すると聞こえないと。かすかに何か放送しているなど分かる時もあるが、大半は分からないと。もうその地域の方々は諦めています。その30世帯の方々は、私を含めて若干上から下の方々が生活しており、若い人はほとんどいません。皆さんは諦めて、「どうせ我々はいなくなる。あと5年か10年我慢すれば、もうどうでもいい」というような諦めの声が実際に聞こえます。ただ、それではやはり不公平だという私の思いです。これは先ほど言ったように地形的なこともありますし、個別に設置するとなると、10万円かかるのか15万円かかるのか分かりませんが、30箇所も付ければ10万円でも大変ですよ。それから、上明内地区も拡声器はちょうど良い場所に建っています。昔の公民館跡地の付近に設置されており場所としては良いのですが、ところが村営住宅付近ではほとんど聞こえないという声があります。そこもやはり杉林が邪魔をして、かなりの障害になっていると思われますが、村営住宅付近は聞こえず約23軒があります。上明内地区全体の世帯数は53軒ですので、そのうちの4割くらいは聞こえない範囲に入っています。特定の形で集まっている場所ですので、1軒1軒ではなく、全体をうまくカバーするような方法を早急に考えるべきだと思います。

それと、戸別の受信機を付けた場合、1世帯あたりどれくらいの費用がかかるのか、概算でいいですけど。また、もし戸別にやる場合、優先順位をどのようにするのか、例えば高齢者の世帯から付けていくとか、いろいろ方法があると思いますが、その辺と、今後の防災無線の受信を聞きやすくするためのスケジュールは。例えば、1年かけてやるのか、調査に半年かけてからやるのか、といった具体的なスケジュールも含めて、ご答弁をお願いいたします。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。中平地区の防災無線と上明内地区の無線についてでございますが、まず最初に1戸付いてるというのは多分申し出と言いますかがあって、こちらで確認して設置したものではないかと推定されます。それから、聞こえない場所が多いということでございますが、懇談会等で何度も伺っておりまして、そういった場合には役場の方にご相談くださいとこちらで呼びかけていながらも、なかなか個別の相談はないという状況でありますので、再度周知をかけまして、あるいは個々に話しづらいのであれば、要望を伺っている議員さん、それから、行政連絡員さんからでも情報等いただければ現地で確認しながら対応してまいりたいと考えます。いずれ今後も周知してまいります。それから、戸別受信機の費用につきましてですが、在庫が今何台かございますけども、在庫が20台ちょっとございまして、それを使った場合には1台4万円程度でございますし、そのつける順位、優先順位につきましては、あくまでも申し出があった都度の先着と言いますか、ある分は対応して、なくなったらまた購入により設置していくというような状況でございます。い

ずれ地形なり木の状況から環境が変わってきている状況にありますので、いずれかの機会を捉えて、調査が必要であれば調査あるいは違った方式等、検討していかなければならないと考えております。以上です。

議 長 小野寺豊君。簡潔に。

小野寺豊議員 いずれ、全戸一旦聞き取り調査するべきだと思います。そうすれば、おのずと優先順位も出てくると思います。私は遅くていいという人も出てくるかもしれないし、早くっていう人も出てくるかもしれないし。その辺、聞こえにくそうだなっていう所を早めに全戸調査すべきだと思います。それをお願いしたいと思います。

議 長 答弁必要ですか。

小野寺豊議員 必要ありません。では2点目に入ります。この屋形船に関してなんですが、これは費用も勘案しながらということなんですが、形は確かに無くなりました。基礎は残っています。廃材じゃないですが残骸も残っています。それをまたそのまま置きっぱなしにすれば、それこそ景観がさらに。うまく片付けばいいんですが、よく人間は忘れやすいので、その辺は注意していただきたいと思います。あとは曲り家に関してですが、これは見学と言いますか何と言いますか。お客様から見てもらって展示と言いますか、そういうふうな形でなっていると思うんですが、平日行って電気試しに点けてもつかないし、それから、畳の部屋があるんです。そこももうちょっと掃除を1か月に1回でもよろしいでしょうけれども、掃除したりですね、入ってどうぞって言っても、とても土足で入るわけにはいかないでしょうし、あるいは畳の上をスリッパということでもないでしょうし、それから、障子も張り替えるとか。あるいは、玄関の屋根も今、下ぶきの状態が露出しています。今の今は、今年の入梅でも漏れることはないと思うんですがそれも心配です。その対策、それから草の刈り方ももうちょっときれいにした方がいいと思うんですが、これについてのご見解をお願いします。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。えぼし荘の外観の美化でございます。まず、屋形船に関しましては、やはり経費、廃棄物になるということで、処分量あるいは解体費用の見積り等行い、どのようにするか村で負担するのかっていうようなところも含めまして、早めに検討して参りたいと考えております。それから、曲り家に関しましては、ここ数年利用のないということでございまして、また展示の方も、昔の農具等が置いてあるわけですが、展示につきましても特にPRもしていないということで、現状利用されていない状況

でございます。今後、どのように活用するのか、えぼし荘としても使っていくのかどうかというあたりを含めまして対応ですね、指定管理者と協議して参りたいと考えます。また草刈りにつきましても、村管理部分の周辺に村所有の土地等がございますので、その辺を明らかにしながら、指定管理者には環境美化を引き続き丁寧に行っていただくよう指示して参りたいと考えております。以上です。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 確かに草刈りしてあるんですが、私が何回も言っているように刈りっぱなしなんです。刈ったものは片づけてない。それが毎年積み重なっていくという状況ですので、とにかく草刈りしたら片づける、刈ったものは片づけるというのが基本中の基本だと思うんですが、その辺の徹底をよろしく願いたいと思います。これに関しては終わります。

次、3点目なんですが、特別ここには要望はないということなんですが、でも絶対出てくると思うんですね。今の段階ではないとしても当然出てくると思いますんで、それを遠慮なしに出していただいて検討していただいて、早めに対処する方法が一番良いと思いますので、これは答弁いりません。

あと、4点目でよろしいですか。答弁の中ですが、給食用の配送車。これは前にちょっと伺いましたが、工事終わって、学校が動いて間もなくして200万円相当かけて修繕工事してるんですね。これは、ここで触れていますので、それはまず1件ございましたということでもいいんですが、ほかにももっと出てくるんじゃないかなと思ってますよ、私は。私なりに気がついたのをちょっと述べさせていただきますが、今クマとかシカとかイノシシとか、それから不審人物、そういったのがよく事件、事象が全国的に増えているような気がします。あの界限にも、もともとはクマがすごい多いところなんです。シカもそうですし。今朝も近隣の方から聞いたら、中に入りそうな感じでシカがいっぱい来てるという。いっぱいは何回もの意味です。そういう状況ですので、もし入っても校門から入れば、今度は周りみんなフェンスがあって、出るに出られないらしいです、動物が。入った所、どこから入ったか分からなくなって。校内をぐるぐるしていれば、例えば、始業時間になってくれば、児童の方が来た時に危なくて対処が大変だということもありえますので、実際、工事中に数回入ったんだそうですね、そういう事例もありますので、それはシカの話です。クマじゃなくて。そういう事例もありますので、あのスライド式のゲート。今、保育所が3か所建ちましたけれども、みんな、幅が間口が5メートルぐらいのスライドのゲートみんな付けてますので、ここの学校にも付いて当たり前で、私が確認しなかったのが悪かったんですが、ゲートがないんです、もはや開放。夜でもいつでも。で、これはまずいなと。これが学校側から、なんかしてほしいなという話がないはずはないと私は踏んだんですが、まあなかったようですが。ちゃんとつけるべきだと思うんですが、それ一つ。それから、防犯用のカ

メラとかモニター。これも間に合ってるのかどうかですね。以前、聞いた話では、学童保育がありますよね。あそこでは、そこだけで管理できるのがあればいいなという話、どなたからか聞いたことがあります。で、そういった話もなかったのか。それから、議員の皆さんもそうだし、あそこは風が強い所です。建設当初から中学校のグラウンドは砂が飛んで大変だと。小学校は飛びにくいので、飛ばないのをで施工してもらえませんかというところで、飛ばないとは言わなかったですけども、飛びにくいものという話だったんですが、見事に飛んでますよね。かなりの量が飛んで、下の遺跡がある方へ落ちるんです。その辺もちょっと考えていかないと、1年でこうですので、対策を考える。この3つが出てくるのかなと私は想定していたんですが出てこなくて、ちょっと期待外れだったんですが、その辺の対策をやるべきだと思うんですが、簡単なご見解をお願いします。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺豊議員の再質問にお答えします。まずはじめに、学校側の方からほかにも何か要望等はなかったのかということでございましたが、これは今のところございません。スライド式のゲートを設置してはどうかということですが、議員ご指摘の通り、周りはフェンスで囲んでありますけども、入口は開放されておりますので、これについては今後検討して参りたいと思います。

2点目の防犯用のモニターについてですが、学校側の方の防犯用モニターは設置してございますが、学童側の方はないのではないかと考えておりますが、学童をあの運営している側から「つけてくれ」というような話も受けておりません。

3点目、グラウンドの土の飛散への対応についてということでございますが、まず小学校の新築に際して校庭に使用した土は、「A級グリーン舗装」という比較的飛びにくくグラウンドに適した土を採用いたしました。この土は、水はけもよく固くなりすぎないので、子どもたちも休み時間には安心して元気に外で遊んでいる様子が見受けられます。しかしながら、議員ご指摘の通り、ある程度強い風が吹いた場合には、校舎側や敷地外にも飛散していると報告がありました。教育委員会といたしましては、今後も校庭に使用した土の効果を検証し、必要があれば具体的な対策について研究して参りたいと考えております。以上でございます。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 土のことに關しては、確かに当初は実績がないといひますか、そんなにあるもんじゃないから、作る業者さんにしてもこれで最善だなと思つてやつたのかもしれないけれども、結果的にあまり効果が發揮できなかったということになって、これはさかのぼつてうんぬんというようなことはないので、

今後、いずれこのままではまずいだろうというふうに思いますので、あとで検討をお願いしたいと思います。

今度は5点目に。前にモルタル吹き付けうんぬんとありました。そして、今一番気になっているのが、ブルーシートを剥がして、なんといいですか、養生も何もない状態ですね。あそこで中に草も生えてくるでしょうし、形も自然に風化してくるでしょうし、仮の養生程度は早急にした方がいいかと思うんですが、これに対してのご見解をお願いします。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺豊議員の早期に遺跡の具体的な保存方法を施した方がいいのではないかという再質問にお答えさせていただきます。小野寺豊議員ご指摘の通り、早期に貴重な文化財を保護するための具体的な方法を検討し、実行する必要があると認識しておりますが、中平遺跡のような竪穴住居遺跡の保存につきましては、一般的な埋め戻し保存や、屋根、建屋による覆屋（おおいや）保存、表面保護工法などの様々な手法があり、遺跡の保存状態や周辺環境、必要経費などを考慮し、総合的に判断する必要があるとございます。今後早期に最適な保存が完了するよう専門的な意見も伺いながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 概略のその保存に向かったの方法を決めるという段階があると思うんですが、それをいくらかでも早く進めて、とりあえず今の状態を、仮の養生をぜひお願いしたいと思います。答弁は要りませんので終わります。

議 長 以上で、6番 小野寺豊君の一般質問を終わります。

議 長 次に、5番 中川昇君の一般質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 はじめに、本年4月22日に発生した大槌町の大規模山林火災は5月29日の鎮火宣言から13日目を迎えます。今後は森林の再生に本格着手する方針とのことではありますが、被災者の生活再建、なりわいの再生支援とあわせ、1日も早い復旧復興を祈るものであります。さて、令和8年6月定例会において質問の機会をいただきました。通告に従い、小野寺村長のお考えを伺います。

1点目、「認知症ケア普及促進について」であります。高齢社会の進展に伴い、認知症状で介護が必要な家族の増加が懸念されております。認知症の人に寄り添うケア技法である「ユマニチュード」の理解を広げることが大切である

といわれております。ケアの技術を磨くことで相手との間に信頼関係が生まれ、お互いにとって安心の介護体制を育むことができるとのことであります。相手に喜ばれる接し方の基本を学ぶことができるユマニチュードの普及促進を図るため、講演会・セミナー等を開催し、在宅で介護する家族等、村民に向けケア技法の周知を図る必要があると考えますが所見を伺います。

2点目、「緊急銃猟の体制整備について」であります。今年も県内で春先からクマの出没が相次ぎ、人身被害も発生しております。人の生活圏への出没を全て防ぐことは難しく、人命を最優先に住民の安全確保に向けた備えを万全にしておく必要があります。市町村の判断で市街地での猟銃の使用を認める「緊急銃猟」は、危険が伴うため慎重に行う必要があります。そのためには、関係機関による実地訓練を行い、関係者間で共通の認識を共有し、流動的な事案に対処していかなければなりません。これから秋への出没・捕獲に備え、クマの緊急銃猟を想定した実地訓練を実施すべきと考えますが所見を伺います。

3点目、「道の駅の環境整備について」であります。昨年6月にオープンいたしました「道の駅のだばあぷる」は1周年を迎えます。三陸沿岸道路野田インターチェンジそばに立地し、県内沿岸地域のみならず、県外の八戸圏域、仙台圏域など遠方から多くの観光客等が訪れており、この立地条件を生かし、交流・関係人口の拡大による本村の経済活性化等を図らなければなりません。以下、次の点について伺います。

(1) イベント等の際、駐車場が混雑し事故の発生が懸念されます。駐車場の拡張をすべきと考えますがいかがでしょうか。

(2) 乳幼児を抱える親を見かけますが、遊ばせることができるスペースが必要と考えますがいかがでしょうか。

4点目、「原油・物価高騰に伴う経済対策等について」であります。中東情勢の悪化に伴う原油価格の高騰や供給不足等による影響は、燃油・電気・ガス等の高騰にとどまらず、広範囲に及んでおります。これまでの物価高に加え、原油価格高騰に由来する食料品、生活必需品等の値上げのダブルパンチで家計は圧迫されており、事業者は生業と経営に深刻な打撃を受けております。こうした状況を踏まえ、次の点について村長の見解を伺います。

(1) 今後、国の経済対策の動向や地域経済の実態を見極めながら、村としての経済対策の実施について検討すべきと考えますがいかがでしょうか。

(2) 県内において、発泡スチロール製造業者や園芸農家など稼働のための重油確保や資材調達の見通しが立たない状況に陥っております。ついては、岩手県町村会等を通じ、早急に国に対し、原材料・資材等の調達確保等の要望要請活動を行うべきと考えますがいかがでしょうか。以上、登壇しての質問を終わります。

議長 村長。

村長 中川昇議員の1番目のご質問であります「認知症ケア普及促進について」で

ありますが、本村では現在、国の認知症施策推進基本計画に基づき、認知症に対する正しい知識の普及と理解促進を図るための講座を開催しております。ご質問にありました「ユマニチュード」は、認知症の方の尊厳を大切にし、「見る」「話す」「触れる」「立つ」を基本としたコミュニケーション・ケア技法であり、認知症の方との良好な関係づくりに有効な手法の一つと認識しております。本村といたしましては、ユマニチュードの理念や基本的な考え方について住民の理解を深めることは有意義であると考えております。一方で、具体的な技法の習得や実践については、介護や医療の専門職がそれぞれの現場で学びを深めながら活用していくことが望ましいものと考えております。今後も認知症施策の推進に取り組むとともに、認知症に対する誤解や偏見の解消を図り、認知症になっても住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる村づくりに努めて参ります。

2 番目のご質問であります「緊急銃猟の体制整備について」であります。昨今、全国的にクマの出没件数及び人身被害が急増しており、住民の安全安心が脅かされる非常に危険な状況となっております。村内においても今年度の捕獲頭数が増加していることから、緊急銃猟は、市街地において住民の身体生命を守る上で、極めて有効な手段になり得ると認識しております。ご質問の緊急銃猟を想定した実地訓練でございますが、この夏、県において久慈管内市町村を対象とした実地訓練を実施する予定と伺っており、積極的にこういった訓練に参加して、従事者の対応力向上を図って参ります。今後も関係機関と連携を取りながら、緊急銃猟の体制整備を進めて参ります。

3 番目のご質問であります「道の駅の環境整備について」の1 点目「駐車場の拡張について」であります。ご指摘のとおりイベント等の際には利用者の混雑が見受けられますが、指定管理者において、駐車場に簡易標識を設置したり、スタッフによる誘導や、近隣施設の敷地を借用したりするなど対応していると伺っていることから、現在は拡張する予定はございません。2 点目の「乳幼児を遊ばせるスペースについて」でございますが、今年度、屋外に芝生の整備を予定しており、乳幼児を抱える保護者の皆様にもご利用いただける交流・滞在の場として活用されるものと考えております。

4 番目のご質問であります「原油・物価高騰に伴う経済対策等について」であります。中東情勢の影響による原油価格の高騰及び原材料等の供給不足は、村民の生活や事業活動に多大な影響を与えているものと認識しております。国においては、中東情勢などの国際情勢の変化に対応するための補正予算を成立させたところです。本村の経済対策につきましては、社会情勢や国の動向を注視するとともに、財源の確保とあわせて必要な対策を検討して参りたいと考えております。2 点目の「国への要望活動」についてであります。岩手県町村会を通じ本年3 月30日に県選出国會議員に対し、4 月23日に関係省庁及び県選出国會議員に対し要望書を提出したところであります。今後とも、国・県・関係機関との連携を密にするとともに、国の動向や他自治体の取り組みについて情報を収集し、継続的な要望活動につなげて参ります。以上で終わります。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 それでは再質問させていただきます。１点目の認知症ケアの普及促進についてでございますが、講座を開催しているということでございますが、本村には保健師、保健センターには保健師がおりますし、それから、地域包括支援センターにも専門職がおります。こういった方々は、このユマニチュードの技法について研修等受けているのかどうか、その辺をお伺いします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えします。認知症ケアの関係でございますが、保健師等の専門職がユマニチュードに関する研修を受けているかどうかでございますが、現時点では特にそういった機会がないようでございますので、受けていないということですが、今後研修等の機会、おそらく県等の開催等あれば受けるものと思われますので、今後さらに理解を深めていくものと思われます。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 この専門職の人たちに、ぜひ研修の機会を設けていただきまして、これからますます増えるであろう認知症への対応に万全の体制を取っていただきたい。答弁はいりません。

次に、２番目の緊急銃猟の体制整備についてであります。全国のクマの出没情報は５万件とか、あるいは、人身被害者数は２３８人とかというように報道されておりますが、市街地に出没すれば住民の安全確保が最重要となります。そこで、昨年１１月２０日には、洋野町で県内初の緊急銃猟が実施されております。洋野町では訓練等やったかどうか分かりませんが、いずれ実施隊あるいは関係者はこういった実地の訓練、あるいは机上訓練もいいでしょうが、そういう訓練を重ねながら今後の対応に当たらなければならないというふうに考えておりますので、今後、岩手県の方で実地訓練を実施する予定とこういうふうになっておりますので、ぜひ積極的に参加をして対応力の向上を図っていただきたい。それで、県における管内市町村の対象とした実地訓練でございますが、４市町村になるかどうか分かりませんが、村単独で少なくとも図上訓練ぐらいはやっていいのではないかとこういうふうに考えますがお考えを伺います。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の緊急銃猟についての再質問でございますが、村の単独での実施

ということでございますけれども、今度管内の市町村を対象とした実地訓練にも参加するものでございますけれども、村といたしましては、通常、緊急銃猟にかかわらず、実施隊等と常に情報共有したり、話し合いをしているところでございますので、実施隊等とそういった話し合いを持ちながら、必要に応じてこちらのマニュアルも当然説明してあるわけでございますので、必要に応じて村単独での実施を検討して参りたいと考えております。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 この緊急銃猟につきましては、実際に関わる実施隊、大変な気苦労からさまざまなご苦労があると思われまふ。そこで待遇改善なんです、各地で報酬等の引き上げ等で待遇改善がなされているようです。本村でも、一定の支払いと言いますか、報酬あるいは出動すればそれなりの手当が出されてはいると思うんですが、もう一段待遇改善をしていく、そういうお考えはないでしょうか。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の緊急銃猟についての再質問にお答えします。実施隊への報酬等の待遇の改善につきましてでございますが、昨年度、活動が頻繁になってきたということでやはり負担が大きいことの上で報酬等の引き上げを行っているところでございます。今後もまた状況を見ながら、協議、実施隊等の要望を聞きながら対応してまいりたいと考えます。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 それでは、3番目の道の駅の環境整備について再質問をいたします。道の駅につきましては、平日はさほどですね、混んではないということになりますが、何かありますと、それこそ大型車等もこの駐車してしまいまして、私の目には狭いというふうに感じるわけでありまふ。そこで、臨時の駐車場等も設けてはいるんですが、実際に利用して帰っていく時に、勾配のキツイ坂なわけですね。なかなかそういった対応が取れないのではないかとこのように考えまふ。私の混雑している時に見た感想では、3台がぐるぐるぐるぐる、今ある駐車場の周りを回って、そして、空いたところがないものですから、そのまま出ていきました。やはり、そういうのを見まふと、これは広いほうが、広いほうが、広いことに越したことはないんじゃないか。ま、当然経費もかかるわけでございますけれども、やはりもしあれば、災害等の際にも活用できると。あるいは車中泊の車による車中泊等もできるとも思いまふし、経費をかけないで広さがあればいいわけですから。少しその辺をこのように検討してでは、検討する価値があるのではないかと思うんですが、もう一度その辺のお考えをお伺いします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の道の駅の関連の再質問でございます。駐車場は確かに、イベント等の際には、台数、スペースが狭いというようなことは感じてはございます。ただ、なかなか経費をかけないでっていうことになると、かなり難しいことになりますけども、今後、北側の山林も村の所有でありますけども、その辺なるべくこう平らなところ等、利用できないかと検討しながら改善できればと考えております。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 是非ですね、今後の道の駅の活性化というものは、村の経済にとって一番大事なものですから、その辺を検討しながら改善に向けて行っていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

議 長 以上で、5番 中川昇君の一般質問を終わります。

議 長 次に、4番 丹野和子君の一般質問を許します。
丹野和子君。

丹野議員 日本共産党の丹野和子が村政について質問します。

「1 地震・津波避難について」

(1) 自動車避難の容認とルールの周知を。4月20日に三陸沖で発生した地震とその後の津波警報による避難は自動車が多数でありました。私は中学校校庭に避難しましたが、多くの車が避難していました。以前、自動車避難について質問した際、村では避難手段は原則徒歩によるとしながらも、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、安全に避難できるよう検証・ルールづくりに取り組んでいくとのことでありました。その後のカムチャツカ半島地震における自動車避難について質問したら、避難者は190名でそのほとんどが自動車避難であったが、渋滞等の問題はなかったとの答弁でした。このようなことから、村として自動車避難を容認してはどうでしょうか。地域の実情等により、検討すべきところがある場合は、現時点で最良と思われるルールを村民に周知し、自動車避難の容認が適当ではないでしょうか。

(2) 駐車場・指定避難所の環境改善について。4月20日の津波避難に小学校に行こうと思ったら中学校の校庭に誘導され、そこに避難しました。そこを駐車場として利用して、校庭のトイレの改善が必要と感じました。特に暗くなってからは、場所が分かりづらかったです。外灯をつける、トイレまでの道を歩きやすくするなど早急に改善が必要ではないでしょうか。指定避難所では、間仕切り等を利用して、避難者のスペースを確保することが必要と思われます。

村では、食料・飲料水・間仕切りや簡易トイレ等を確保しているとのことでありました。避難はどれくらい続くか分からないのですから、スペースの確保、飲料水、食料の提供が避難者の負担を軽くすることができるのではないのでしょうか。情報伝達について、小・中学校の校内放送を利用できないのでしょうか。全村には野田村公式LINE、防災無線などで知らせていますが、駐車場にいる方に屋内の指定避難所の様子、食料、飲料水等の配布状況など小・中学校の避難者に限った情報の伝達が必要ではないのでしょうか。

（３）要支援者・一人ぐらしの高齢者の避難について。４月20日の津波避難において、要支援者、一人ぐらしの高齢者等の避難に問題はなかったのでしょうか。前回の質問でこのような方々の避難について、自主防災組織での取り組みの実施、行政、社協あるいは消防団などの関係機関と話し合いながら支援の方法を考えるとのことでありました。今年度の自主防災組織の活動目標、計画等はどのようになっているのでしょうか。また、関係機関の取り組みで具体的に実施でき、村民に提言できるものはありますか。要支援者の個別避難計画作成は前回より増加していますか。

議長 村長。

村長 丹野議員の１番目のご質問であります「地震・津波避難について」の１点目、「自動車避難の容認とルールの周知」であります。避難手段は原則として徒歩によるものとしているものの、令和７年７月のカムチャツカ地震や本年４月の三陸沖地震での津波警報で避難された住民のほとんどは自動車による避難でありましたので、改めて周知する必要性はないものと考えております。

２点目の「駐車場・指定避難所の環境改善について」であります。指定避難所である中学校については武道場を開放しておりこの中のトイレがありますのでこちらをご利用願います。

また、間仕切りや食料などの提供につきましては、避難する時間や期間により対応しているところでありますが、避難する際は自分の食料や避難生活に必要な物資を準備していただくものが基本と考えております。情報の伝達については、防災無線や村公式LINE、エリアメールを基本とし、校内放送の利用については食料などの提供と同様に避難する時間や期間により対応を検討したいと考えております。

３点目の「要支援者・一人暮らし高齢者の避難」についてであります。自主防災組織は町内会等を単位に組織されており、その活動目標などはそれぞれの地域で異なっております。村としては、自発的に結成される自主防災組織の活動に応じて、例えば、独自の訓練に対する職員の派遣や組織の立ち上げなどについて支援しているところであります。

また、避難行動要支援者の個別避難計画につきましては、前回の令和７年２月末現在の作成数は54名から24名減の30名となっております。以上で終わります。

議 長 　ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
丹野和子君。

丹野議員 　（２）の「駐車場、指定避難所の環境改善について」ということで、武道場を開放しており、トイレはそこを利用してありますけども、実際、高齢者にとって、あそこの校庭から武道場までの階段を上がっていくこと自体がすごく大変とのことでした。中学校の校庭に避難していた高齢者の方からは簡易トイレ持ってくればよかったとか、そういうような話がありました。せめて、今ある校庭のトイレが、トイレだと分かるような電気をつけるとか、中に電気はあるんですけど、ちゃんと。そういうような形で、特には車で避難するのは問題ないというのであれば、車で避難した方が使いやすいような方法を考えてもらいたいと思います。あともう一つは、小学校に避難できて体育館とか中に入られればトイレもあるし、あれなんですけども、今回は小学校の駐車場がいっぱい、後でこれを聞いたんですけど、とにかく中学校の駐車場に入ってくださいって言われて入りました。そうすると結構その後が大変というか、高齢者とか動けない人にとっては、その後が大変な状況だったと思います。この点についてはどうでしょうか。

議 長 　村長。

村 長 　丹野議員の「地震・津波避難について」の再質問にお答えします。まず、中学校の校庭に誘導をされたということでございますが、校庭が避難場所ということではなく、小学校に避難所として来た方が駐車場がいっぱいということで、駐車場として中学校の校庭に誘導したものと考えられます。その際にこちらの周知、避難所はあくまで小学校の校舎、校舎と言いますか体育館と中学校の武道場であることをもう少し詳しく周知すればよかったと思われれます。その点につきましては今後の課題と考えてございます。なお、やはり避難所に入っていたというのが原則でございますので、トイレ等につきましても、そちらの避難所等のトイレを利用させていただきたいということで、いずれ周知を今後徹底して参りたいと考えております。なお、高齢者につきましても、やはり車の中でのずっと長い時間での避難っていうのは非常にきついものだと考えますので、その辺を村の職員等にお伝えいただければ対応を考えていけるものと感じておりますので、いずれ全般的な周知を今後も引き続き続けて参りたいと考えます。以上です。

議 長 　丹野和子君。

丹野議員 　これは思いつきっていうかそういう感じなんですけども、私が高齢の方を同乗してきて小学校に行けば入れると思ってはいたんですけども、こちらに

言われて入ったんですが、自主防災組織を通じて、例えば要支援者が乗ってるとか高齢の方が乗ってるとかっていうような、車の中から分かるようなものとか、高齢者とか要支援者については具体的な方法を検討していただきたいと思います。終わります。答弁もお願いします。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えします。ご指摘の通り、やはり少しでも高齢者とか、体が不自由な方等に配慮できるような、あるいはこちらで把握しやすいような方法等あれば、今後とも訓練ではございません、実際の警報の避難ではございましたけれども、実践という形での反省点等生かしながら改善できるところについては改善して参りたいと考えます。以上です。

議 長 以上で、4番、丹野和子君の一般質問を終わります。

議 長 次に、1番 山田陽子君の一般質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 1番、山田陽子でございます。村政の山積する諸課題等について大きく4点について伺います。

まずはじめに、「1. ごみ処理関連について」。中東情勢の影響、悪化による、ナフサ不足は、私たちの日常生活や製造業に深刻な影響を及ぼしています。そこで以下の点について伺います。

(1) 日用品の広範囲なごみ袋、食品包装ラップ、衣類などのプラスチックや化学原料に依存する様々な製品など、特にも日常生活に欠かせない指定ごみ袋は店頭になく困惑しています。このことは全国的な問題でもあります。県内の自治体では不足に対する対応策を示しています。この質問を提出したその日に、村側としてLINE等で公式発表してはいるものではございますが、その点も考慮しながら答弁をお願いいたしたいと思いますが、当村の指定ごみ袋について今後の対応をお示してください。

(2) これまでもごみの減量化について問うてきましたが、昨今の社会情勢において、この状況を機に特にも可燃ごみの減量化に向けて、改めて抜本的な取り組みを進めていくべきではないでしょうか。村長の見解を伺います。

(3) 可燃ごみの収集日について、2年前からでしょうか、昨年まで7月から10月まで村内全域で週に2回実施されています。今年度も同様の実施の方向で進めていると思います。今後その在り方をはじめ週1回の方向性について検討していく事が必要な時期になっていると考えます。村長はこの事をどのように捉えているのでしょうか。お尋ねします。

次に、「2. 旧観光物産館の利活用について」伺います。旧観光物産館の2

階については、新たな利活用が現在進められているようですが、1階についてはどのような状況なのでしょう。私は、高校生などのフリースペースとして利活用できれば、高校生にとっても利便性が良く安心して列車を待ちながら勉強もでき、保護者にとっても防犯対策の一環となる場所にもなると考えます。このことについて村長のお考えを伺います。

次に「3. 健康増進計画について」。先般「第3次健康のだ21プラン」第3次健康増進計画・第2次食育推進計画が回覧されました。村民の健康に関するこの第3次健康増進計画は8つの分野別施策が示されています。一人でも多くの村民に問題意識をもって実効性に繋げていくことを期待します。それぞれの具体的な取り組みを伺いたいところですが、この中の第4節の身体活動・運動について、前次の健康増進計画の成果と運動習慣者の実績及び、今年度からの取り組みとして「ウォーキングを推進し、年齢や体力に合った運動を提供するとともに、社会とのつながりづくりを進める」とあります。それぞれの世代別と具体的な取り組みをどのように進めていくのかお示してください。

次に「4. 生涯教育における運動の推進について」5月4日の岩手日報に、本県の大人の運動習慣について掲載されていました。その内容は、スポーツ庁が2025年度に公表した調査で、週一日以上運動する本県の20歳以上の割合は45.5パーセントとなり、都道府県別で岩手県は45位とのことです。県は「寒さの厳しい冬場の環境もあるのでは」と捉えているとのことです。明確な理由はわからないとのことです。そこで伺います。このことについて、村の実態を踏まえて教育長はどのように捉えているのでしょうか。併せて、今後の村民の運動習慣への取り組みをどのように推進していくべきとお考えなのか、お示してください。以上でございます。

議 長 村長。

村 長 山田議員の1番目のご質問であります「ごみ処理関連について」の1点目「指定ごみ袋の今後の対応について」であります。指定ごみ袋の品薄状況が続いているため、6月4日から7月3日まで指定袋以外の透明な袋での排出もできることとし、村公式LINEやホームページ等で周知したところでございます。今後につきましては、中東情勢の影響により不安定な状況が続くことが懸念されますが、指定ごみ袋の取扱窓口である野田村商工会と情報共有しながら対応して参ります。

2点目の「可燃ごみの減量化」についてであります。野田村衛生班連合会の事業として電動生ごみ処理機やコンポストの購入費補助を実施しております。ごみの減量化は、住民の皆様のご協力が必要であることから、広報活動を通じ分別収集の徹底や食品ロス対策など、ごみの排出量を減少させようとする意識啓発を図るほか、生ごみ処理機の普及を推進して参ります。また、他市町村の先進的な取り組みについて情報収集しながら、ごみ減量化に取り組んでいきたいと考えております。

3点目の「可燃ごみの収集回数」についてであります。令和6年度から夏場に限り村内全域で週2回収集を実施しております。夏場については、悪臭が発生しやすいことなどから、継続実施したいと考えております。ただ、他の時期については、以前から地区により収集回数に差があることは公平性に問題があるとのご意見をいただいているところでございますので、各地区の排出量の状況を把握し、必要に応じて検討を行って参ります。

2番目のご質問であります「旧観光物産館の利活用について」のご質問であります。旧観光物産館の1階につきましても、周辺の賑わい創出に効果的な活用が図られるよう、再度公募により施設利用者を選定する方向で検討を進めております。村といたしましては、施設の立地を活かし、商工観光などの地域振興に寄与する活用を考えているところです。

3番目のご質問であります「健康増進計画について」であります。本計画は「第3次健康のだ21プラン」として令和8年度を初年度とする10か年計画としております。本計画の身体活動・運動分野では、「座っている時間を減らす」「身体活動を増やす」「運動機会をつくる」を目標としており、特別な道具を必要とせず、誰もが手軽に始めることができるウォーキングを取り組みの軸としております。ご質問の「前計画の成果と運動習慣者の実績」については、各種事業の取り組みにより一定の成果はあったものと認識しております。一方で、自動車中心の生活様式などを背景に、働き盛り世代を中心とした身体活動量の減少が課題となっております。また、令和7年度の国保特定健診の問診による運動習慣者の割合は24.6パーセントと県平均を下回っております。「世代別の取り組み」について、子ども世代には、学校や地域活動等を通じた運動習慣の形成。働き盛り世代には、日常生活に運動を取り入れ、身体活動量の増加を進め、高齢者世代には、運動教室や健康相談会等の既存事業を活用してもらい、村民一人ひとりが自分のライフスタイルに合った運動を継続してできるよう関係機関と連携しながら、健康づくりの意識醸成と運動習慣の定着に努めて参ります。以上です。

議 長 教育長。

教 育 長 山田議員の4番目のご質問であります「生涯教育における運動の推進について」であります。生涯スポーツの振興は、村民一人ひとりが日常生活の中でスポーツに親しみ、健康・体力の保持増進を図るとともに、スポーツを通して豊かな人間関係を構築し、地域を活性化するために重要であると認識しております。教育委員会といたしましては、これまで、野田村民体育大会の開催や、悠YOUスポーツクラブの活動などを通して、子どもから高齢者まで体を動かす機会を提供しているところであります。現在、主に高齢者の方々が多く参加している「eスポ広場」は、村体育館において月4回開催しており、毎回15名から20名が参加し、運動に親しみ参加者同士の交流を楽しんでおります。今後においても、日常生活の中で手軽に始められる軽い運動機会の提供や、各年

代に合わせた生涯スポーツの推進に努めて参ります。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 1点目の(1)の指定ごみ袋についての今後の対応について、再度伺います。
現在は、この1か月、7月3日まで指定ごみ袋以外の透明な袋であれば排出できるということでございますが、この辺りについては、何せ当村側の状況だけじゃなくて、中東状況の影響が大きく左右するという中で、この1か月だけでそれが改善されるかどうかというのは、おそらくどなたもというか、当局でも予測が難しいとは思いますが、この1か月、仮に思うようでない場合は、また同じように次の月も対応していくことだと推測はするんですが、その辺りはまた公式LINE等で随時連絡をしていくということだと思っておりますが、その辺りについて再度確認したいと思えます。また、透明な袋を使用ということで、買い物袋等ではなく透明な袋をということのようではございますが、その辺りのところが、この1か月で解消されるか、指定ごみ袋について解消されるかどうかという見通しについては、現在どのような状況なのか、商工会等での情報共有しながらということではございますが、先ごろの商工会の総会で伺いましたけれども、今後もなかなか見通しがつかないというような、なかなか難しい答弁をされていたというふうに感じておりますが、その点も併せて再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の指定ごみ袋の関係の再質問にお答えいたします。今回の透明な袋でも良いというような対応につきましては、中東情勢の影響なのか、あるいは、指定ごみ袋の値上げによる値上げ前の買い占め等によるものかはちょっと状況把握できておりませんが、いずれ今後の見通しにつきましても、野田村商工会と連絡を常に取りながら状況を確認して、指定ごみ袋が不足になる、あるいは、ほかの所では指定ごみ袋以外の方の袋も品不足になっているような状況もあるようでございますので、その辺を確認しながら取り扱いを検討し周知を徹底してまいりたいと考えます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 これはちょっと私もなんとも言えないと言いますか。仮に、その指定ごみ袋も、そしてまた、それ以外の今現在透明な袋であればいいということなんですけれども、それらが手に入らない場合はどのような対応を住民はしていくようにすべきなのか、その点について伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の指定ごみ袋の再質問にお答えします。やはり常に動きがありますので、その辺は随時情報収集しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 質問の仕方がまずかったようで。ごみを出せない状況になる住民がいた場合には、どのように対応したらいいか、住民側としてどのように対応したらいいのかということでしたので、その辺りについては、やはり、この公式LINE等できちんと、どうしても手に入らないような人はどういうふうにするということを、是非その辺りのところも周知していただければ、住民にとっては安心できるものだと思います。

3回目なので、もう次に入ります。2点目の可燃ごみの減量化についてでございますけれども、電動生ごみ処理機やコンポストの購入費補助を実施しているのは、もう何十年も前からのことですが、これらの利用者は年間どれぐらいなのか。あまり多いようには感じてはいないというか、推測されてきているんですけれども、そのあたりは現実として、今電気料も高くなっている時代ですし、やはり土に返すような形で、特にもですね、生ごみ等についてはクマ等の対策というか、そういうものもあることではありますけれども、やはりそのあたり、減量化をもっと具体的に積極的な施策を進めていくべきではないかなというふうに思います。そのあたり、啓発だけでこの何十年ということできているように私は記憶しておりますけれども、そのあたりでもっと積極的な施策等を考えていくべき時期ではないのかというふうに、この機会を捉えて進めていくことが必要だと肝要だと思いますが、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問、ごみの減量化についてお答えします。まずコンポスト等の生ごみ処理機の利用者であります。昨年度は補助した方が12名ということで、毎年このぐらいの10人前後の数字で購入補助の実績はございます。なお、令和6年度にはそのコンポストあるいは生ごみ処理機に対する補助率を2分の1から3分の2に補助率を上げて利用の促進をPRしております。なお、今後も啓発、引き続き続けてまいります。啓発以上に何か良い対策をとということでございますが、他市町村等の優良事例等聞きながら、対応してまいりたいと考えます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは、3点目の可燃ごみの収集回数についてでありますけれども、夏場のみに現在2回ということで実施はしているものですが、財政的なことも今後考えていけば1回という考え方っていうのもありだと思うんですね。確かに、町場の方々は処理する場所があるとかないとかってというようなお話は理解はしますけれども、今は町場でなくても、それこそ町場にクマ等が出る方が随分ニュースにはなりますけれども、今どこも同じような状況だと思うんですね。そういった中で、やはり公平性のことについては認識をされてることでございますけれども、これからのことを考えた場合に、やはり1回の方向で検討していく時期ではないかというふうに思います。そういった中で、これまでの喫緊の可燃ごみ等の年間の数量とか、一人あたりおそらく人口も減っているんで、数量的には減ってきているだろうと思いますけれども、一人あたりと言いますか、一戸あたりと言いますか、一人あたりだったと思いますが、そのあたりは今どのような状況になっているのか伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問、可燃ごみの収集関連についてお答えします。まず、ごみの年間の量でございますけれども、やはり人口の減少とともに減っておりますが、例えば令和2年が4,281トン、令和7年が3,780トン。これ人口ですね、失礼いたしました。ごみの量が、令和2年809トン、令和7年が660トンと減っております。一人あたりの量につきましては、一人1日あたり令和2年が535グラム、令和7年が637グラムと、逆に一人あたりで増加している状況ではございます。いずれ、年度により一人あたりは増減がございしますが、やはり山田議員ご指摘の通り、各家庭の生ごみの量が重さに特にも影響があると思いますので、今後も生ごみの減量について特に進めてまいりたいと考えます。なお、収集回数でございますが、夏場の週2回というものを1回に減らせるかどうかにつきましては今後検討して参りますし、あるいは、財政等可能であれば、やはり快適な生活の方が住民の方も良いわけでございますので、ご意見等聞きながら対応してまいりたいと考えます。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは次に、2点目の「旧観光物産館の利活用について」でございます。再公募等して施設の利用者を選定する方向で検討して進めている、現在進めているわけでございますけれども、いずれにしても仮にそういう形で公募されたり、地域の振興に寄与するような活用をする中で、やはり高校生のフリースペースっていうのは今は大事な施設になってると思うんですね。質問の中でも話してますけれども、列車を待ちながら言うか冬場は特に。今、明るい夏場は割とあれなんですけれども、天候の影響とかあとは冬場については6時、5時、もう5時になるとあそこの駅の中が閉鎖されますよ。終了して閉鎖して、時間

まで列車を待つ、あの高い所で待ってる状況の子どもたちが高校生があるんですね。私も高校生というよりも何十年も昔の話ですけども、自分が小学生の頃ですけども、そろばん塾に野田に来て、1時間半とか1時間以上、徳屋さんの前のバス停、本町の所のバス停でじっと待ってた時代からほとんど変わらないような状況。今は防犯とかクマ等の対策とかそういったところで、その当初よりももっともっと危険な状況になってきているというふうに危惧しているので、ぜひこのことについては、そういうスペースを設置できるように、そして保護者の方々についても安心して高校生等、青少年のフリースペースの利活用を進めていけるような状況になっていただければいいかなというふうに思うんですけども、そのあたり再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問、旧観光物産館の利活用に関するものでございます。まず、フリースペース、確かにあれば便利だとは考えておりますが、現在、駅の待合室がございまして。ただ午後5時には締められるということでございました。管理ですね、やはりフリースペース等として開放するには、施設の管理体制を考えなければならないということで、まず当然管理の人件費等のことも出てきます。今後、公募により応募してくる事業者さんがそのようなスペースとして使っていただければ幸いでありまして、いずれ現時点では、やはり公募優先させることと待合室をご利用いただくことを優先に考えておりますので、ただ、利用の要望等があれば駅の待合室等の時間の延長も必要かどうかというところも検討してまいりたいと思います。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 前向きなご答弁ありがとうございます。駅の方での取り組みも考えていただける方向のようですので期待するところですし、また、一つの提案として、協力隊の方等に対応していただけるような方向というのも一つの手法だと思うんですけども、そのあたりについても、やはり、今後の協力隊の募集等の中で、検討していくことが必要だと思うんですけども、その点についても再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問。旧観光物産館の管理等についてでございますが、まず協力隊だけとなりますと、そこだけの管理で協力隊についていうわけにはいきませんので、協力隊に関わらず管理全般について、どのような方法が良いか、あるいはどこかの団体の事務所等とあわせてやっていただくとかというような内容も含めまして検討して参りたいと考えます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは次に、「健康増進計画について」再度伺います。誰もが手軽に始めることができるウォーキングを取り組みの軸としていくというようなことでございますが、具体的にどのような事業を展開していくお考えでいるのか。また、運動習慣の割合が野田村の場合は24.6パーセントということでございますが、この目標値について改めて、ここを増やしていくためにどのようなことを進めていくのか再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問、健康増進計画に関するものでございますが、まず具体的にどのような事業等でございますけれども、基本的には令和7年度にも実施しているような内容で、例えば包括支援センターでやっております、運動教室とか、あるいは老人クラブ等が行っているとか、さまざまな活動を基本に今年度も実施してまいりたいと考えております。開催して好評なようであれば開催数を増やすとか、あるいはあまり人が集まらなかったなというようなことは、やり方を改善する等、内容を検討しながら取り組んでまいりたいと考えます。目標、具体的な目標数値につきましては特に設定してございません。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 具体的には今年度の事業ということのようですねけれども、できれば、週に1回ないし2回の運動というあたりのところを目指していく必要があると思うんですねけれども、そのあたりのところもどのように進めていくのかについても伺いたいと思いますし、すでにウォーキングの実践者に対して、次のステップというものも必要だと考えています。また、40代50代働き盛りと言いますか、そういった年代の方々への対応っていうのも含めて、サルコペニアとかフレイル予防対策をどのように進めていくのかということも、適度な筋力トレーニングと合わせた取り組みがより効果があるようですねけれども、ウォーキングだけで筋力強化を図れるとは考えにくいので、確かにそのウォーキング等を進めることも積極的に進めて、一人でも多くの方に運動をして健康に努めてほしいということは理解しますが、その次の方をどのようにしていくかということも一つのウォーキングだけで筋力強化が図れるとは考えにくいので、昨今の気象状況とか大きく変化し温暖化の中で、またクマ等の出没などで室内で村民の健康維持を図ることも重要なことだと思います。そういった点で環境整備も必要だと考えますが、その意味でトレーニング器具等の整備も不可欠ではないかというように考えるんですねけれども、それらの点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問、健康増進についての再質問にお答えいたします。先ほどお答えした通り、さまざまな団体、機関でそれぞれ対象者を変えながらと言いますか、ウォーキングだけとか、あるいは器械体操だとか、あるいはパークゴルフを通じた運動だとかですね、色々、関係機関、団体等で実施する活動を主に進めてまいりますし、その中でじゃあ毎週ちゃんと開催できるようにという調整まではできませんけども、いずれ、年間を通じて進めてまいりたいと考えてございます。なお、機械につきましては、現在、あづびさんに委託して機械、器具による筋力のほうのトレーニングを実施していただいているところであり、今後必要に応じて器具等必要かどうかを検討しながら対応してまいりたいと考えます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは次に、生涯教育に関わる運動の推進について、再度伺います。まず1点目に、現在実施している、答弁にもございましたけれども、村民大の開催についてですが、主にどちらかというところ、この村民大は団体スポーツが主な種目になっておりまして、おそらくここは私もリサーチしてきてはおりませんが、30年以上この形で開催実施してきていると思っていました。年数が違ってればあれですが、いずれにしても10年以上はもう最低でも20年以上はやられてる状況だと思いますけど、そういった中で、いわゆるマンネリ化状態になっているというふうに感じています。この点についてどのように感じているのか。どうしても運動っていえば同じ方々がメンバーとなって、もうそれに参加するということが大事なことになるんですけども、対象者がいつも対象者と言いますか、それに参加する方々っていうのがほぼほぼ同じような顔ぶれのような気がしておりますので、今後このことについてもやっぱり、運動の習慣化をするためには考えていかなければならないことだと思いますので、その点について1点。そして2点目は、やはり団体スポーツでこれまでこう来て、その中であれだったんですけども、人口も減ったり対象者がその地域によっては、なかなか見つからないというところとか、いろんなことがあって、ある意味低迷化してる中で、やはりですね、1人でやれる運動への取り組みっていうのは、この近年、随分進んできているように思っております。そういった点では、積極的にウォーキング等をされてる方も現在は見受けられるわけですけども、当時、総合センターが出来、完成してからですね、その当時は2階にトレーニングルームが階段上がってすぐの部屋にございました。あの頃は画期的だなというふうに、それこそ40年以上ですかね、あそこが出来上がってから。なんらかの理由でその後撤去されて、今会議室になっておりますけれども、先ほども村長にこの健康、別の視点で質問はしておりましたけれども、村民の健康を守る維持するという観点から運動習慣の推進のためにも、先ほど、あづびの施設の話され

ておりましたけれども、あれも利用が半年だけで通年使えるような状況ではないようですので、トレーニング器具、特に常時あったかどうかあれですけど、有酸素運動や筋トレマシンなどのやっぱり整備が必要だというふうに思っています。このことについては再三、これまでも質問してきておりますけれども、必要性については理解されていることのように思いますが、今後に向けて再検討望みますので、この2点について再度伺います。

議 長 教育長。

教 育 長 山田議員の生涯教育における運動の推進についての再質問にお答えします。まず1点目の村民大の開催についてでございますが、村民大の種目は確かにマンネリ化していると言われれば、その懸念は拭えないんですけども、例えば、スポーツフェスティバルは今年度で5回目を迎えますけども、5年前にリニューアルしたと。村民運動会からスポーツフェスティバル。そのスポーツフェスティバルの種目につきましても、毎年検討を加えさまざまな年代の運動の得意な方も得意でない方も気軽に楽しめるような種目をさまざま選定して導入して、皆さんに来ていただけるように工夫しているところであります。また、新しいところでいくと、四つ巴サークルバレーボール大会。これも今回で4回目となりますが、これも新しい種目ということで、種目についても検討しつつ入れ替えつつ、村民の方々にぜひ親しんでいただきたいなと思いながら企画しているところです。同じ人がというようなご意見もございましたけども、教育委員会といたしましては、現在取り組んでいる事業を地道に継続しながら周知の方法等について工夫して、運動に親しむ村民を増やしてまいりたいと考えております。2点目の一人でやれる運動。ウォーキング等をはじめ、総合センターにトレーニングルームがあったという貴重なお話も教えていただきましたけども。今後トレーニング機器等導入してというようなお話でございました。さまざまな場でのお話があり、例えば、野田村体育館の2階のフリースペースにトレーニング機器を整備して、村民向けのフィットネスエリアとして有効活用してはどうかというようなお話もいただいたこともございます。その意見につきましては、例えば、屋外のライジングサンスタジアムとの相乗効果や冬場の運動不足解消など、野田村の地域特性を踏まえた大変貴重な意見だというふうに認識しております。メリットといたしましては、冬場、雨天時の運動拠点の確保、多世代の健康増進と医療費の抑制、体育館全体の稼働率の向上、部活動の地域展開への受け皿、いつでも気軽にトレーニングができる環境の整備など、さまざま考えられますが、導入経費として例えばルームランナー、ウェイトマシン、床、安全対策工事等で350万円程度が見込まれるほか、維持管理経費等で50万円程度。さらに人件費を合わせますと、かなりの経費がかかるものと考えております。今後も他自治体での導入例や成功事例を参考にしながら、研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 山田陽子君。簡潔にお願いします。

山田議員 予算的にも積極的に検討させていただいている方向ですので、他市町村等でも人件費等かけないでやっている自治体もございますので、ぜひ、そのところを参考にさせていただきながら、近隣ですので近隣といえは近隣です。軽米町だったと思いますけれども、そのあたりのところを見ながらぜひ積極的に検討を進めていただきたいと思います。また、先ほど答弁の中で、現在eスポーツ、月に4回、週に1回ですかね、木曜日にやられてる。毎月15名から20名が参加している。高齢者の割合からいけば、この数字は決して高いものではないというように思っております。そういった中で、岩手県、野田村も含めて週1日以上運動する割合を増やすために、週1日以上スポーツに関われる機会を作ってもらえるような施策をぜひ進めていきたいと思っておりますので、その点についても再度伺いたいと思っております。

議 長 教育長。

村 長 山田議員の再質問にお答えしたいと思います。eスポ広場につきましては、非常に私は見ていて、本当に高齢の皆様が運動に親しんで楽しんでらっしゃるなというふうに見ております。さらに人数を増やすためにということなんですが、考え方によっては都市部と周辺部っていうか、そういうところでの運動に対する考え方もだいぶ違いがありまして、都市部では自分の健康にお金を払ってジムに通ったりっていう考え方も多いんですが、周辺部はそういう考えが薄いのかなというところもありますし、歩く機会もたくさんございますので、その辺も含めてどうやったらいいかなというのは考えてまいりたいと思っております。なかなか早急に特効薬的な施策はないものと思っておりますが、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長 以上で、1番 山田陽子君の一般質問を終わります。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、6月12日 午後1時30分に開会いたします。
本日は、これにて散会いたします。

(閉会 12時20分)

令和8年6月 第12回野田村議会定例会会議録（第3号）			
招集年月日	令和8年6月9日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和8年6月12日（金） 13時30分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和8年6月12日（金） 13時57分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 8名 欠席 1名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	×
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8		
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	6	小野寺 豊	
	7	前 川 安 男	
	1	山 田 陽 子	

地方自治法第121条 の既定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	小谷地 鉄 也
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	神 田 康 弘
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	小野寺 勝
	産業振興課長兼農業委員会事務局長	八 幡 重 光
	会計管理者兼税務会計課長	小屋畑 浩 明
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未来づくり推進課長	小野寺 輝 彦
	教 育 次 長	貳 又 正 貴
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	中 野 俊 男
	書 記	畑 田 純 一
	事 務 員	大 沢 理 恵
議 事 日 程	別紙のとおり	
会議に付した事件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

議 長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は 8 名であります。定足数に達しております。
なお、丹野和子君より、一身上の都合により欠席するとの通告があります。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議 長 これより、日程に入ります。
日程第 1、議案第 1 号「令和 8 年度野田村一般会計補正予算（第 1 号）」を
議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第 1 号「令和 8 年度野田村一般会計補正予算（第 1 号）」につきまして、その予算内容についてご説明いたします。説明は事項別明細書に従い、主な事業につきまして、款、項ごとに順を追ってご説明いたします。まず、はじめに歳入ですが12、13ページをご覧ください。15款、県支出金185万1,000円の増額は、2 項、県補助金の「地域経営推進費補助金」172万4,000円の増などを計上しております。16款、財産収入25万4,000円の増額は、1 項、財産運用収入の「旧観光物産館等貸付収入」を計上しております。18款、繰入金728万2,000円の増額は各事業の財源に充当するため、「ふるさと創生基金繰入金」220万7,000円の増、「公共施設等整備基金繰入金」365万9,000円の増などを計上しております。19款、繰越金603万8,000円の増額は、「前年度繰越金」を計上しております。20款、諸収入277万8,000円の増額は、4 項、雑入の「自治総合センターコミュニティ助成金」150万円の増、「旧観光物産館等事業者負担分収入」100万円の増などを計上しております。

次に歳出につきまして、主な事業をご説明いたします。14、15ページをお開き願います。1 款、議会費552万3,000円の増額は、「議員報酬等」193万7,000円の増、「会計年度任用職員報酬」304万円の増などを計上しております。2 款、総務費246万7,000円の減額は、1 項、総務管理費の「特別職給与費」94万4,000円の増、「一般職給与費」1,411万8,000円の減、「公共施設等総合管理計画改訂経費」160万円の増、「むらづくり推進事業費補助金」220万7,000円の増、2 項、徴税費は16、17ページになります。「次期エルタックス更改対応経費」165万円の増などを計上しております。なお、「一般職給与費」、会計年度任用職員及び特別職の報酬等につきましては、各款にわたり報酬改定または 4 月の人事異動に伴う経費を計上しておりますので、以降の説明を一部省略させていただきます。3 款、民生費354万3,000円の減額は18、19ページになります。2 項、児童福祉費の「エンゼル祝金事業」75万円の増などを計上しております。4 款、

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。

議 長 議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第2、議案第2号「令和8年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第2号「令和8年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、予算内容のご説明を申し上げます。歳入からご説明いたします。予算書の12、13ページをご覧ください。8款、繰越金963万円の増額は前年度の繰越見込額を計上しております。次に、歳出でございますが、14、15ページをご覧ください。1款、総務費47万円の増額は、事務経費および国民健康保険で使用しておりますシステムと税務情報、収納情報を連携させるための外付けシステム使用料を支出見込額に合わせて計上しております。2款、保険給付費916万円の増額は、「療養給付費」及び「療養費」を支出見込額に合わせて計上しております。以上で、補正予算の内容についての説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第 3、議案第 3 号「令和 8 年度 野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第 3 号「令和 8 年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、予算内容のご説明を申し上げます。歳入からご説明いたします。予算書の 12、13 ページをご覧ください。
5 款、繰越金 19 万 8,000 円の増額は、前年度繰越見込額を計上しております。次に歳出でございますが 14、15 ページをご覧ください。2 款、後期高齢者医療広域連合納付金 19 万 8,000 円の増額は、後期高齢者医療保険料の見込額に合わせて岩手県後期高齢者医療広域連合へ支出する納付金の見込額を計上しております。以上で、補正予算の内容についてのご説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第 3 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第 4、議案第 4 号「令和 8 年度野田村国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 ただいま議題となりました、議案第 4 号「令和 8 年度野田村国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、事項別明細書により説明申し上げます。まず、歳入でございますが 12、13 ページをお開き願います。
2 款 1 項、繰越金 70 万円の増額は、「前年度繰越金」を計上するものです。次に歳出でございますが 14、15 ページをお開き願います。1 款 1 項、施設管理費

70万円の増額は、修繕にかかる経費について予算計上するものでございます。
以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第5、議案第5号「令和8年度野田村簡易水道事業会計補正予算
(第1号)」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第5号「令和8年度野田村簡易水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、その内容をご説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。最後のページになりますが、12ページをご覧ください。収入からでございます。1款、簡易水道事業収益の2項、営業外収益238万円の増額は、2目、他会計補助金の増額を計上しております。続いて支出についてご説明いたします。1款、簡易水道事業費用の1項、営業費用238万円の増額は、2目、配水及び給水費に「水質検査手数料」66万円の増額、5目、総係費に人事異動に伴う費用として172万円の増額を計上しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第6、議案第6号「令和8年度野田村下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第6号「令和8年度野田村下水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容をご説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。最後のページになりますが、14ページをご覧ください。収益的収入の1款、公共下水道事業収益の2項、営業外収益36万9,000円の減額は、2目、他会計補助金の減額を計上しております。次に支出についてでございますが、1款、公共下水道事業費用の1項、営業費用36万9,000円の減額は、3目、処理場費に通話料7万5,000円の増額と、4目、総係費に人事異動に伴う費用として44万4,000円の減額を計上しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第7、議案第7号「農林水産物直売所条例を廃止する条例」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。
産業振興課長。

産業振興課長　ただいま議題となりました、議案第7号「農林水産物直売所条例を廃止する条例」につきまして、その内容をご説明申し上げます。この廃止条例は、道の駅の移転に伴い、農林水産物直売所の機能が移転したことから、旧施設の条例を廃止しようとするものであり、附則としまして、この条例は議決後、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議　　長　　次に、日程第8、議案第8号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長　ただいま議題となりました、議案第8号「財産の取得に関し議決を求めること」につきましてご説明申し上げます。取得する目的は、老朽化が著しい野田村消防団本部指揮広報車を更新し、消防防災の用に供するためのものであります。取得する財産の種別は、備品でございます。名称は、野田村消防団本部指揮広報車で、数量は1式です。取得予定価格は982万3,000円でございます。取得の相手方は、岩手三菱自動車販売株式会社くじ長内店でございます。取得の方法は買入れで、契約の方法は指名競争入札により行い、入札は令和8年5月29日に執行しております。指名した業者は、岩手三菱自動車販売株式会社くじ長内店、有限会社佐々木ボデー、株式会社岩野商会、株式会社ダイトク、互光商事株式会社の5者で、入札の結果、岩手三菱自動車販売株式会社くじ長内店

が落札、契約予定者となったものであります。落札率は95.1パーセントで、納入期限は令和9年2月26日までとしております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第8号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第9、議案第9号「下安家漁港漁村再生交付金事業（沖防波堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第9号「下安家漁港漁村再生交付金事業（沖防波堤）工事の請負契約の締結に関し議決を求めること」につきまして、議案内容と工事内容をご説明いたします。議案内容でございますが、下安家漁港漁村再生交付金事業（沖防波堤）工事を9,020万円で、宮城建設株式会社と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。工事の内容でございますが、議案書に添付しました説明資料をご覧ください。赤色で着色した部分が、今回の施工箇所になります。港内静穏度の向上を図るため、沖防波堤2.8メートルを整備するものでございます。内訳といたしましては、消波ブロック28個を製作、昨年度製作分を含め、42個を据え付けするものでございます。次に、契約の方法でございますが、指名競争入札により行い、令和8年5月29日に入札執行しております。指名した業者は、株式会社小山組、宮城建設株式会社、山口建設株式会社の3社で、入札執行の結果、宮城建設株式会社が契約予定者となっております。請負率は96.44パーセント、工事期間は議会の承認が得られた後から、令和9年2月26日までとしております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第9号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
第12回野田村議会定例会に提出されました、すべての案件が議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、本定例会はこれにて閉会いたします。
(閉会 13時57分)

